

国立市都市景観形成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

( 説 明 ) 議会改革特別委員会報告を受けて、国立市都市景観審議会において議会選出の委員を廃止し、委員の構成を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市都市景観形成条例の一部を改正する条例案

国立市都市景観形成条例（平成 10 年 3 月国立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条第 2 項第 2 号中「3 名以内」を「5 名以内」に改め、同項第 3 号を削る。

付 則

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。